

2015年12月28日

上越市長 村山 秀幸 様

2016年度予算に対する 要望書

日本共産党上越地区委員会

委員長 上野 公悦

副委員長 橋爪 法一

副委員長 平良木哲也

日本共産党上越市議会議員団

団 長 上野 公悦

市議会議員 平良木哲也

はじめに

日頃、市政発展のためにご努力いただいていることに感謝いたします。

さて、安倍政権は、国民各層の強い批判に背を向けて安全保障関連法（戦争法）を強行採決したのみならず、沖縄の総意を踏みにじって辺野古への米軍新基地建設を強引に推進し、福島原発事故の究明・総括のないまま原発再稼働を急ぎ、選挙公約に反してTPP大筋合意を交わしました。これらは、立憲主義と民主主義を根底から破壊する、権力の暴走と言わなければなりません。

また、政府が10月30日に発表した9月の各種経済統計では、家計消費支出は実質で前年同月比0.4%減となり、勤労者世帯の実収入も実質で1.6%減少し、6カ月ぶりにマイナスとなりました。過去最高を更新している大企業の経常利益が家計には及ばず、厳しい状況にあることを浮き彫りにしました。

内閣府が11月16日に発表した7～9月期の国内総生産（GDP）速報値は実質で前期比0.

2%減と2期連続のマイナスとなり、年率換算は0.8%減で落ち込みは深刻です。アベノミクスの行き詰まり、立ち往生ぶりがいよいよ鮮明になりました。

こうしたもとで、「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第1条の2）ことを基本理念とする地方自治体の役割はますます重要になっています。私たちは「誰もが安心して住み続けられる上越市」をめざす観点に立ち、以下の諸点を市政運営の基本とすることを求めるものです。

1、安全保障関連法、原発再稼働、消費税増税など、国民の声を無視した安倍政権の暴走に対してノーの意思表示と行動を

安倍政権は、安全保障関連法の強行、原発再稼働、消費税増税など、国民の5割から7割が反対する中で、国民の声に耳を傾けずに暴走しています。上越市の基幹産業である農業に大きな影響を与えるTPPについても大筋合意しました。

上越市民の立場にたち、これらの悪政にノーの明確な意思表示をおこない、市民とともに行動すべきです。

2、「上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は安定した雇用の確保を最優先に

安倍内閣は今年6月、「骨太の方針」「成長戦略」「まち・ひと・しごと創生や基本奉仕2015」を閣議決定しました。これらの方針文書は、全体として、社会保障と地方行財政などの一層の削減と、公的サービスの産業化や民間開放路線を強力に推し進める内容となっています。

地方行財政分野では、地方交付税の「トップランナー方式」を導入し、地方交付税の行財政改革などの「成果」による算定を拡大し、地方単独事業についても「過度な給付拡大競争を抑制していく制度改革をすすめる」などとしています。

これらの制度改変は、地方交付税制度の根幹を変質させ、自治体財政の際限のない切り縮めと住民サービスの後退をもたらすものであり、市として明確な反対の意思表示と、地方財源の安定的な確保を国に強く求めるべきです。

また、「上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、議会や地域協議会など広く市民の意見を求めて、市民合意をふまえたものにすべきであり、「安定した雇用の確保」を重要な柱にすえたものに拡充・改善すべきです。

3、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を許さず、市民の安全を守る立場で原発のない日本を

福島第一原子力発電所の重大事故の原因も明らかになっていないにもかかわらず、東京電力は柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を計画しています。

UPZ圏内に多くの市民が居住している上越市としては、この再稼働に断固反対すべきです。また、「原発と人類は共存できない」ことを踏まえ、市民の安全を守る立場から、原発のない日本をめざし、すべての原発の廃炉を求めることが必要です。さらに、原発は稼働していなくても大量の放射性廃棄物をかかえていて大きな危険性があることから、実効性のある避難計画の再検討と充実を図るべきです。

4、「安心と安全のまち」へ、市民のいのちと健康を守ることを最優先に

地方自治法の基本理念である「住民の福祉の増進を図る」上越市としていくためには、民生費の割合を高めていくことが必要です。

とりわけ、「医療介護総合確保法」によって、病床削減や介護保険制度の改悪が進められていますが、医療難民や介護難民をつくらせず、高齢者の生活と健康を守るための自治体独自の施策が重要です。また、高すぎる介護保険料と国民健康保険料の引き下げも急務となっています。

消費税の8%への増税は低所得者のくらしを直撃しており、これ以上の増税を許さないとともに、低所得者や生活保護世帯への市独自の支援策も求められています。

市政運営にあたっては、こうした市民のいのちと健康を守ることを最優先させるべきです。

5、中小企業振興基本条例、公契約条例の策定を含め、産業振興政策を抜本的に強め、正規雇用の拡大と雇用環境の整備をはかり、地域循環型の経済を

市内の産業の育成、創業の支援は、上越市ものづくり振興センターを中心とした支援策では不十分です。「上越市中小企業振興基本条例」を制定することなどを柱に、産業政策に本腰を入れて地域でお金がまわる仕組み（地域循環型経済）のためのイニシアチブを

発揮すべきです。

労働法制の緩和により、低所得の非正規労働者が増えています。東京都では、非正規雇用対策として、都の「長期ビジョン」に数値目標を明確にし、正社員への転換をする企業への助成や、人材不足に悩む中小企業に対する支援を行っています。本市においても、総合戦略に数値目標を明確にして、こうした非正規雇用対策に取り組むべきです。

市の職員でも、臨時職員などの非正規雇用の職員が増え続けています。これは保育士など資格を要する職種にも及んでいます。仕事に誇りを持ってまともな生活ができる賃金を保障すべきであり、同時に正規の職員を増やし、市民サービスの向上をはかるべきです。

また、増えている指定管理者や業務委託で増加している非正規雇用に対して、公契約条例を制定し、賃金の引き上げをはかるべきで、そのことが人口減少対策と地域経済にもつながる道だと考えます。

6、市民の声を反映させた持続可能な公共交通を

3月に開業した北陸新幹線とえちごトキめき鉄道に関しては、多くの市民からさらなる利便性の向上が求められています。高校生などを含めた利用する市民の声を直接反映した利便性向上策を、市の立場で積極的に推し進めるべきです。

また、中山間地の生活を根幹で支えるバス路線の確保は、まさに生きていくための命綱となっていることから、維持存続が至上命令となっています。乗りやすく、使いやすいバス交通の確保に力を入れるべきです。また、地域で自主的に取り組まれている移動支援の取り組みへの充実した支援をはじめ、あらゆる取り組みを通じて、市民の移動権を守る取り組みを強化すべきです。

7、金のかかりすぎる大型施設の建設などの公共事業を大幅に見直し、市民生活に直結する事業への予算配分を

市民合意を得ないまま進めている(仮称)厚生産業会館の建設問題では、多くの市民から、「金がないといって福祉事業は削減されているのに、おかしいではないか」との声が寄せられています。また、新水族博物館の建設計画では、「直江津地域の活性化のために必要」とする市民からも、「膨大な建設費用の増額には納得できない」との意見が出されています。

こうした市民の意見に真摯に耳を傾け、建設に当たってはしっかりと市民合意を前提にすること、建設費用が増額する際にはそれを避けるための根本的な見直しを行うことが必要です。

こうした立場から以下の通り要望いたします。

市民の安全、くらしをささえるための重点要望

1. 国の悪政に対して、毅然とした姿勢で

(1) 安全保障関連法、いわゆる戦争法は、施行されると間もなく自衛隊員の中から戦死者が発生すると言われている。自衛隊駐屯地をかかえる市の責任者として、国に対してこれら法律の廃止を求めること。

(2) 観桜会をはじめとしたあらゆる行事における武器を携行した自衛隊員によるパレードは、市民に威圧感を与え、平和を愛する市民感情と相容れない。こうしたパレードの招聘または企画をしないこと。また、他団体からの要請があっても許可しないこと。

2. 災害に強いまちづくり、原発の危険から市民をまもるために

(1) 原子力発電の危険性をふまえ、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対し、廃炉にするよう関係機関に求めるとともに、国に対しても原発からの撤退を強く求めること。同時に、小水力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギーの研究・開発、普及に全力を尽くすこと。

(2) 原子力災害避難計画の見直しを行い、柏崎刈羽原発で起こりうる最大規模の過酷事故及び周辺の風向きを想定し、隣接自治体と連携しながら、富山県または長野県に対し避難受け入れを要請する計画を策定すること。また、いわゆる災害弱者の避難手段と受け入れ先、避難生活の各面にわたって十分に配慮した避難計画とすること。

(3) 東京電力との間で、「原発再稼働に関する同意の明文化」を含めた「安全確保に関する協定」を結び、市民の声が確実に反映できるようにすること。

(4) 市内における放射性物質及び空間線量の調査をより充実させること。また、学校給食食材の受け入れについては、保護者の意見を良く聞いて対応するとともに、残留放射線の調査を充実させること。

(5) 上越市には土砂災害の危険のある箇所が685ヶ所あり、そのうち通常の木造住宅が破壊される危険があるとされる「特別警戒区域」は389ヶ所もある。これらのハード対策を県に求めると同時に、緊急を要する箇所は市独自でもおこなうこと。

(6) 道路や橋梁をはじめライフラインについて必要な箇所から点検をおこない、計画的に改修をすすめること。除雪は市道に限らず、すべての道路を市の責任でおこなうこと。

(7) 津波等の地域防災計画では、被害想定調査は自然現象として最大規模を設定することとあわせ、被害想定と関連させた被害の軽減目標や対策の優先順位、スケジュールや必要予算など実行計画をしっかりとつこと。また、避難所は、被災者の救護所として、衣食住はじめ保健・医療サービスなど機能と環境が整えられるよう検討をすすめること。高台や高層建築物など避難に適した場所のない地域には、津波避難タワー等を設置すること。

また、男女共同参画の視点に立った防災訓練や防災備品の整備などをさらに推進すること。

(8) 公共施設の耐震化計画を加速し、一日も早く完了すること。また、災害時の避難所への必要な設備、備品などの整備をいっそう進めること。

3. 市民負担の軽減と新たな負担増をおこなわないこと

(1) 消費税10%増税はやめるよう国に申し入れること。

(2) 地方財源確保のため、地方交付税の確保を求め、国に対してよりいっそう強く働きかけること。

(3) 一般会計からの法定外繰り入れの再開などの工夫で、第1号被保険者の介護保険料を全国平均並みに引き下げること。

(4) 同様に、国民健康保険税を1世帯あたり1万円引き下げること。また、所得に応じた負担を徹底すること。国保税滞納者への資格証の発行を行わないこと。

(5) 市税等の滞納の徴収においては、人権に十分配慮するとともに、市民の暮らしと営業を脅かすことのないようにするとともに、納税者の実態に即した丁寧な納税相談や「納税緩和」措置の行使など、親身な対応を行うこと。同時に、支援の必要な状況であることが多いことから、徴収の前に関係課と連絡し合いながら必要な支援を行えるようにすること。任意組織である「新潟県地方税徴収機構」による強権的な滞納処分や一方的な「差し押さえ」をしないこと。

(6) 生活保護基準の引き上げ及び冬期加算の月額を元に戻すよう国に働きかけること。

(7) 生活保護世帯、住民税非課税世帯、障害者世帯、母子世帯に福祉灯油を実施すること。

(8) ゴミの分別方法の周知にさらに力を入れ、市民の理解が十分に得られるようにすること。また、高齢者のみ世帯等へのゴミ出し支援の取り組みをさらに強めること。

4. 高齢者・障害者の生活を守るために

(1) 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止と、引き続き高齢者を差別する新制度案を抜本的に見直すことを政府に求めること。

(2) 介護保険の新総合事業への移行にあたって、介護保険利用の相談があった場合または介護認定の更新の相談があった場合は、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」によって機械的に新総合事業への振り分けを行わないこと。

(3) 国は介護予防・日常生活支援総合事業費に「上限」を設定しているが、サービスの提供に必要な事業費を確保するため、不足する場合は国に負担を求めるとともに、必要に応じ一般会計からも補てんすることとし、「上限」を理由に利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないこと。

(4) 新総合事業のサービス事業者に対する事業費は、現行の予防給付の額相当の単価を

保障すること。

(5) 介護保険に対する国庫負担割合の抜本的な引き上げを求めるとともに、一般会計からの法定外繰り入れを行うなどの工夫で、第1号被保険者の介護保険料を全国平均並に引き下げること。

(6) 介護保険のサービス利用に当たっての利用料の引き上げは行わないこと。低所得者などへの減免制度を拡充すること。また、介護保険施設の食費・居住費負担限度額認定の適用要件を元に戻すこと。

(7) 特別養護老人ホームを増設し、待機者を出さないこと。また、医療依存度が高い入所希望者が入所できるよう、施設への財政支援等をおこなうこと。

(8) 紙おむつが必要な高齢者への支給事業はもとに戻すこと。

(9) 「障害者総合支援法」を見直し、応益負担は速やかに廃止するよう国に求めると同時に、利用料は無料にすること。

(10) 障がい者の外出支援としてバスの回数券の配布も行うこと。

(11) シニアパスポート事業は高齢者の健康維持対策の一つとして位置づけ、存続させること。

(12) 高齢者への福祉事業として、次のことを行うこと。

① 敬老会への補助は、参加対象者を70歳以上としている地域が増えている現実を踏まえ、補助対象年齢の引き下げを図ること。

② 訪問理美容サービスの自己負担をなくすこと。

③ 高齢者外出支援事業のタクシー券の配布につき所得制限を撤廃すること。

④ 高齢者、障がい者向け住宅リフォーム助成の補助基準額を100万円に戻すこと。

⑤ 春日山荘は、市内の高齢者にとって非常に重要な施設であり、利用頻度も高い。ところが、近年その運営が財政面で困難になっている。この施設が万が一廃止となれば、高齢者にとって重大な問題である。こうした現状を踏まえ、市として、社会福祉協議会への支援を含め、必要な措置をとること。

5. 誰もが安心して産み育てられるために

(1) 子ども医療費助成は通院も高校卒業まで広げること。

(2) 放課後児童クラブについて

① 利用料金を元に戻すこと。

② 施設・設備の整備や運用にあたっては、条例を遵守し、但し書き該当案件が一刻も早く解消されるようにするとともに、独自の基準については、現場の指導員や保護者の意見を十分に反映し、利用する子どもの安全な生活が保てるようにするため、常に見直しを行うこと。

③ 各児童クラブに最低1名の正規雇用の指導員を配置すること。また、指導員の研修の

機会を増やして資質向上を図るとともに、待遇改善に取り組むこと。

(3) 公立保育園の民営化は行わないこと。また、保育料は、所得に応じた負担を徹底するとともに、国基準からの軽減率をさらに引き上げること。

(4) 病児保育を市内全域でおこなえるようにすること。

(5) 妊産婦医療費助成の所得制限をなくすこと。

(6) 上越地域医療センター病院と各診療所の連携をさらに強化すると同時に、医師・看護師の確保に努めるなど、市民医療の充実をさらに図ること。

6. ゆきとどいた教育をすすめるために

(1) 教育予算を抜本的に増額すること。

(2) 通学路の安全確保、学校の警備システムの整備、施設設備の危険箇所の総点検、学校耐震化の促進、クーラーの設置促進など、子どもの生命と安全を守るための諸施策を引き続き強化すること。

(3) 「上越市立小・中学校における寄付受け入れ基準」を遵守するとともに、引き続き保護者負担及び住民負担の軽減に努めること。

(4) 公私立幼稚園児の安全・生命を守る観点から、耐震診断および耐震化を早急に進めるよう手立てを講じること。また、公私立保育園と併せ、全年齢児を対象とするクーラー設置などで酷暑対策をすすめること。

(5) 地産地消の観点から、学校給食における地場産食材の利用を更にすすめること。

(6) 学校給食調理部門の民間委託を中止し、直営に戻すこと。

(7) 特別な支援を必要とする児童生徒への手厚い支援を充実するために、引き続き介護員・教育補助員の増員と待遇改善を図ること。

(8) 私立高校への支援について

① 市内所在の私立高校に対する運営費補助金を、在籍生徒数にかかわらず、各校年額700万円に戻すこと。

② 学費補助制度を引き続き拡充し、所得基準を県並みにすること。

7. 「中小企業振興基本条例」を生かして、中小企業の振興、商店街への支援強化を。

TPPの批准に断固反対し、下落した米価の補てんなど農業への支援強化を

(1) 「中小企業振興基本条例」を策定し、地域の実情に適した産業振興・中小企業施策を実施すること。

(2) 住宅リフォーム促進事業を継続すること。また、商店向けのリニューアル費用の助成事業を行うこと。

(3) 「ものづくり振興センター」の体制を強化するとともに、中小企業がかかえる様々な経営課題の解決や、産学連携の活用等の支援を行う部署を創設すること。

(4) TPPの調印中止・批准反対の立場を表明し、上越の農業、産業をまもること。また、耕作放棄地への課税強化の動きに対して厳重に抗議すること。

(5) 農家に対して、下落した米価の補てんをおこなうこと。

(6) 上越市食糧農業農村基本条例に基づき、規模の大小にかかわらず、意欲のある農業者が安心して生産できる条件を保証すること。

(7) 畜産農家・園芸農家への支援を引き続き強化すること。

(8) 農業労働災害が多発していることに鑑み、対策を抜本的に強化すること。

(9) イノシシ、カモシカなどの鳥獣被害への対策をいっそう強めること。

8. 非正規雇用の拡大に歯止めをかけ、労働者の生活を守り、雇用の創出に全力をあげる **こと**

(1) 「上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「安定した雇用」の確保を重要な柱に位置付けること。

(2) ブラック企業の実態を調査し、その結果を市民に公表すること。

(3) 市が補助金を出している誘致企業はもちろん、市内の企業に対して、非正規労働者の正社員化を働きかけるなど、安定した雇用のための施策を講じること。

(4) 市民サービスが十分担えるように、恒常的に業務に従事している非正規職員は正規職に転換すること。また、保育士、放課後児童クラブ指導員などすべての非正規職員の待遇を抜本的に改善すること。

(5) 指定管理者制度による契約施設の労働者実態調査を行い、雇用の安定化と労働条件の切り下げ防止をはかること。

(6) 「公契約条例」を制定して公共工事・公共サービスを受注した企業で働く労働者の賃金を保証すること。

(7) 障がい者の雇用促進に特に力を入れること。

9. ムダづかいをただし、市民生活のための予算に

(1) 木田庁舎及び各区総合事務所のあり方の検討にあたっては、市民サービスの充実、各区総合事務所の機能充実の観点で再検討すること。

(2) 「公の施設の再配置」計画を見直し、市民が利用している施設は行政が責任を持って維持存続すること。

(3) 市の施設の利用料を当面9月30日以前の水準に戻し、市民サービスの向上を図る立場で再検討した上で引き下げを図ること。

(4) (仮称)厚生産業会館の建設については、いまだ十分な市民合意を得ていないこと、建設費や維持費で将来の負担が大きいこと、市民の日頃の暮らしを支える予算立てがより重要であることなどから、建設計画を白紙撤回し、建設の要否を含めてあらためて検討す

ること。

(5) 新水族博物館の建設費の膨大な増額にメスを入れ、最小費用で最大効果が得られるように設計を再検討すること。

10. 利便性が高く持続可能な公共交通を

(1) 並行在来線が将来に渡って安定的に経営ができるようにするため、全国鉄道網を維持することを明確にして、JRの役割と関与を具体的に明確にすること、および、重大な災害や事故の補償と大規模修理・修繕に対する国の財政支援を明確にすることなどを趣旨とする「並行在来線の経営が成り立つ新たな法律」を制定することを国に求めること。

(2) 並行在来線区間におけるJRの鉄道資産の譲渡の状況を明らかにするとともに、有償であった場合は、えちごトキめき鉄道(株)の負担分の返却を求めること。

(3) えちごトキめき鉄道(株)による鉄道経営において、市民の日常の足がこれまで通り維持され、利便性が確保されるよう、日常的な働きかけを継続すること。当面、次の点の改善がはかれるようにすること。

① 朝の通学時間帯の直江津高田間の混雑を解消するための施策を講じること。

② 初乗り料金発生による事実上の値上げの対策をさらに講じること。

(4) 信越本線(特に柿崎～柏崎間)の強風対策を引き続きJRに求めること。

(5) ほくほく線の存続、活性化に向けた働きかけ、取り組みを一層強めること。

(6) ほくほく線の全列車について、黒井駅に停車できるようにすること、上越妙高駅まで乗り入れることができるようにすることの2点を関係各部署に強く働きかけること。

(7) 上越妙高駅の利便性向上について

① 2階自由通路にトイレおよび時計を設置すること。また、逆光で見にくい案内表示を見やすく改善すること。

② イベント開催時、西口広場に仮設トイレを含めたトイレの充実を図ること。

(8) 高田駅に西口を整備すること。

(9) 市内のバス交通への支援を強め、高齢者等の利便性向上を引きつづき図ること、また、郊外の施設へのバス路線を充実させ、イベントなどの際には増便または臨時便を運行すること。(例、星のふるさと館など)

11. 暮らしを支える施策の充実を

(1) 保倉川放水路の整備については、地元住民との意見交換をより積極的に行い、信頼関係を取り戻すこと。そのうえで、合意を前提に促進すること。

(2) 宮野尾地内における廃棄物最終処分場設置計画は白紙撤回し、より適切な候補地を探すこと。

(3) 中山間地域振興基本条例に基づき、中山間地域における定住の促進、地域間連携、後継者対策などの個別対策をいっそう強化すること。また、冬期保安要員制度の対象集落を増やすこと。

(4) 除雪について

① 基幹道路だけでなく、通学、通勤、通院などの生活道路の除雪をしっかりと行うこと。

② 除雪技術の向上対策をはかるなど、除雪業者に対する指導監督を強めること。

③ 要援護世帯除雪費助成事業については、除雪道路から玄関までの除雪を対象に含めるなどの改善を行い、除雪の支援対策を強めること。また、市民に不公平感が生じないよう、補助対象の遡及について、柔軟な対応をすること。

④ 災害救助法が適用された際は、厚生労働省の見解の通り、「資力の有無を問わず」に支援すること。

⑤ 除雪に起因する事故が多発していることを踏まえ、市民の安全を守る立場で、事故防止に向けた啓発や業者への指導を強めること

⑥ 県単「冬季集落安全・安心確保対策事業」により配置した小型除雪機の更新につき、希望を積極的に県に伝えるなど、必要な手だてを取ること。

⑦ 交差点付近では、隅切りを行うなど、行き届いた除雪を行うこと。（例、大貫1丁目町内会館付近、寺町1丁目羽尾歯科医院付近など）

⑧ 流雪溝の整備と維持管理および改修に力を入れること（例、仲町2丁目など）

(5) 地域住民や学校等からの防犯灯の設置要望には機敏に対応すること。

(6) 市内の歩道を総点検し、傾斜の解消や、高低差の解消を図ること。（例、北城町1・2丁目間の歩道、城西中の北側向かいなど）

(7) 歩道が未整備の箇所への歩道整備を積極的に推し進めること。（例、県道春日山城直江津線の日本海ひすいライン以北など）

(8) 市道の改善要望に十分に応えられるよう、道路改良予算を増額すること。

(9) 高田公園内堀内の土塁を、周辺の安全を確保した上で、市民に開放すること。

(10) 市内の各河川について状況を細かく調査し、河床の伐木など必要な手立てを講じること。（例、国府川、大出口川、青田川など）

(11) 上越市交通公園に雨よげができる屋根付きの休憩所を設置すること。

以上